

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案要綱

第一 本則

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とするものとする。

第二 附則

一 この法律は、公布の日から施行し、天皇の退位等に関する皇室典範特例法第二条の規定による天皇の即位に関して適用するものとする。

(附則第一条関係)

二 第一により休日となる日は、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日として、同法第三条第二項及び第三項の規定の適用があるものとする。

三 第一及び第二の二により休日となる日は、他の法令（国民の祝日に関する法律を除く。）の規定の適用については、同法に規定する休日とするものとする。

(附則第二条関係)

四 この法律（五を除く。）は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が同法附則第二条の規定により効力を失ったときは、その効力を失うものとする。

五 四の場合において必要な経過措置は、政令で定めるものとする。

(附則第三条関係)